## ○高圧ガス 四方山話 その12

## 【貯蔵量の合算規定】

今回は四方山話その11の続編のような話です。「その11」では、平成28年の規制緩和により第1種製造事業所内にある独立した第2種相当製造設備は新たに単独の第2種製造設備と届け直してよいことと、それに纏わる余談をお話しました。単独CEを第2種製造設備に書き換える際には貯蔵量の算定を行い、必要であれば、第1種若しくは第2種貯蔵所の許可申請・届が必要になることが読み返して頂ければ解ります。その貯蔵量算定には、ある距離内の近隣ボンベと貯槽の貯蔵量を合算することが定められています。このため、今まで規制外であった、少量ボンベ置場が許可申請・届出貯蔵所の対象になってしまいます。

これを違った側面から見ると、CE が第1種製造設備(第1種製造施設に組み込まれている場合を含む)の状態であると、製造許可申請書(若しくは製造変更許可申請書)に貯蔵量が明記され、製造設備の一部として貯蔵管理を行うことになります。則ち、別途貯蔵所の許可申請・届出は不要となっています。一方、第2種製造設備ですと、第1種製造設備より規制が緩やかである為、その貯蔵量により貯蔵所としての許可申請・届出が必要になる場合があります。

ここで、上記に関して法的根拠を整理してみましょう。

まず、貯蔵量の合算規程は貯蔵(法 15 条)及び貯蔵所(法 16 条)に関する運用解釈に明記されており、そこにはボンベ同士は 22m以内の隔離距離(緩和措置有り)や、ボンベと CE(貯槽)配置とでは 30m以内の時が合算となっています。一方、第 1 種製造設備に組み込まれた貯蔵施設は、貯蔵(法 15 条)及び貯蔵所(法 16 条)の適用外が同条文で明記されています。但し、第 1 種製造設備に組み込まれた貯蔵施設は一般則 5 条から 8 条の 2 までに合致することが、法 8 条(製造許可の基準)に定められています。ここで、一般則 5 条から 8 条の 2 までには、貯蔵量合算の規定が無いので、第 1 種製造設備の CE は貯蔵能力の合算はされません。逆に言うと、第 1 種製造設備近隣の単独貯蔵設備は第 1 種製造設備の貯蔵量と合算しなくとも良いということになります。一見すると、第 1 種製造設備の方が緩やかなように思われますが、勘違いしないで下さい。第 1 種製造設備は危険性が高いので、それぞれが単独で厳重な安全管理をしなければいけないと法律は述べているのです。

何れにせよ,現状では第1種製造設備のCEは近隣のボンベ庫(届出不要を含め)との合算は不要となっています。

(2021/8/2)

※コラムの内容はあくまで福岡市との協議で判断された内容もありますので 各自治体の判断が異なることがあります。